

北上地区消防組合消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月20日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第3号

北上地区消防組合消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合消防職員委員会に関する規則（平成17年北上地区消防組合規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員の定数)</p> <p>第4条 委員の定数は、次の各号に掲げる組織の区分（以下「組織区分」という。）ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は<u>12人</u>とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>和賀中部分署</u> 2人</p> <p>(4) [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p>(意見取りまとめ者)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 意見取りまとめ者の定数は、<u>4人</u>とするものとする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(委員の定数)</p> <p>第4条 委員の定数は、次の各号に掲げる組織の区分（以下「組織区分」という。）ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は<u>14人</u>とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>和賀分署</u> 2人</p> <p>(4) [略]</p> <p><u>(5)</u> <u>村崎野分署</u> 2人</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p>(意見取りまとめ者)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 意見取りまとめ者の定数は、<u>5人</u>とするものとする。</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和2年5月20日から施行する。